

議 事 日 程 (第1号)

平成21年3月6日(金曜日)午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 例月出納検査結果報告
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 報第1号 専決処分報告について
  - 専第1号 平成20年度東白川村一般会計補正予算(第5号)
  - 専第2号 平成20年度東白川村一般会計補正予算(第6号)
- 日程第7 議案第1号 東白川村道の路線認定について
- 日程第8 議案第2号 東白川村道の路線廃止について
- 日程第9 議案第3号 東白川村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第4号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第5号 東白川村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について
- 日程第12 議案第6号 平成20年度東白川村一般会計補正予算(第7号)
- 日程第13 議案第7号 平成20年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第8号 平成20年度東白川村老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第9号 平成20年度東白川村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第10号 平成20年度東白川村簡易水道特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第11号 平成20年度東白川村下水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第12号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第4号)
- 日程第19 議案第13号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第14号 東白川村議会の議員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第21 議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第22 議案第16号 東白川村教育長の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第23 議案第17号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第18号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第19号 東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第20号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第21号 東白川村選奨生修学資金利子補給条例の一部を改正する条例について

- 日程第28 議案第22号 東白川村母子保健センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第23号 東白川村国保診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第24号 平成21年度東白川村一般会計予算
- 日程第31 議案第25号 平成21年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第32 議案第26号 平成21年度東白川村老人保健特別会計予算
- 日程第33 議案第27号 平成21年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第34 議案第28号 平成21年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第35 議案第29号 平成21年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第36 議案第30号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第37 議案第31号 平成21年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員（7名）

1番	安江利英	2番	服田順次
3番	今井保都	4番	安倍徹
5番	安江浩	6番	安江祐策
7番	熊澤光介		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	安江眞一	教育長	安江雅信
参事	今井俊郎	会計管理者	安江清高
総務課長兼 議会事務局長	楯光一	村民課長	安江弘企
産業建設課長	松岡安幸	教育課長	安江宏
診療所事務局長	安江裕尚	監査委員	安江正彦
課長補佐兼 建設係長	小池毅	課長補佐兼 保健福祉課長	安江悦子
農務係長	今井英樹		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	河田孝
-------------	-----

開会及び開議の宣告

議長（今井保都君）

ただいまから平成21年第 1 回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

議長（今井保都君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、6 番 安江祐策君、7 番 熊澤光介君を指名します。

会期の決定について

議長（今井保都君）

日程第 2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月13日までの 8 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月13日までの 8 日間に決定しました。

例月出納検査結果報告

議長（今井保都君）

日程第 3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

監査委員（安江正彦君）

平成21年 3 月 6 日、東白川村議会議長 今井保都様。東白川村監査委員 安江正彦、同じく熊澤光介。

例月出納検査結果報告。

平成20年11月分、12月分及び平成21年 1 月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定により報告する。

記 1 . 検査の対象 平成20年11月分、12月分及び平成21年 1 月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計歳入歳出の会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2 . 検査の時期 平成20年12月24日、平成21年 1 月27日及び平成21年 2 月24日。

3. 検査の結果 平成20年11月末日、12月末日及び平成21年1月末日における上記の会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数はすべて関係書類に合致し正確であった。以上です。

議長（今井保都君）

監査委員の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

#### 議員派遣の件

議長（今井保都君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

議会運営委員長（安江祐策君）

それでは、議員派遣の件について報告申し上げます。

次のとおり議員を派遣する。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順で読み上げます。

中学校卒業証書授与式。青少年の健全に資する。中学校。平成21年3月10日。議員全員。

二つ目、消防団入退団式。消防団活動の活性化と防火防災に資する。はなのき会館。平成21年3月15日。議員全員。

三つ目、小学校卒業証書授与式。児童の健全育成に資する。小学校。平成21年3月25日。議員全員。

四つ目、みつば保育園卒園式。園児の健全育成に資する。みつば保育園。平成21年3月27日。議員全員。

既に議長決裁によって議員を派遣したものが下記の段にございますが、読み上げません。どうかそれぞれで目を通していただきたいと思います。以上でございます。

議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

#### 一般質問

議長（今井保都君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は3名です。

通告順に質問を許可します。

1番 安江利英君。

〔1番 安江利英君 一般質問〕

1番（安江利英君）

村長として過去3年間やってこられた政策結果の再確認と、今後の村政の進め方について伺います。

村長は、就任時に自分の進む方向として、東白川村第4次総合計画に基づいた前村長の路線継続と言っておられましたが、これに対し、現在までに何かそれらしい結果がついてきているかということになるかと思いますが、といたしますのは、現段階では我々に割合実感できないような感じをしているからです。この第4次総合計画につきましては、全体が大き過ぎ、また大まかな方策がたくさんあり過ぎて、かえってつかみにくいと思いますし、2015年までの計画ということで提示されていますが、現実を見ますと、計画とは裏腹に目標に対して多くが下降線をたどっているのが実情のようですが、村長として、このあたりをどう考えてみえるのかという点について。

また、こういったことを十分踏まえての上だと思いますが、持論が「ないものねだりより、あるもの探し」と言っておられましたが、これに対しても、それなりの成果が出てきているのか伺いたいと思います。

次に、今後の政策についてということで伺います。

先の見えない世界的な不況の中、世界はもとより、日本、県、市町村、どこを見ても景気が悪い、景気が悪いの大合唱で、ほとんどの場面で活気のない状態が続いていますし、今後も続いていくだ

ろうと予想されているようですが、各方面いろいろなところでの話を聞いても、底が深く、事が大き過ぎて、我々の力・考えではどうしようもないとは思いますが、こんなときだからこそ、こんな小さな村でもせめて気持ちだけでも元気を出していくべきだと思います。特に村長は村を引っ張っていく人ですから、どんな小さなことでも結構ですので、何か元気の出る政策を打ち出していきたいと思っているところですが、いかがでしょうか。

以上2点、伺います。

議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

安江利英議員の御質問にお答えを申し上げます。

一言で申し上げますと、大変難しい質問をいただきました。3年前に突然、前村長の御不幸によりまして村長を拝命したわけでございますが、議員を10年余務めておりましたが、自治体の細部までは把握できず、総合計画に沿っていけばと考えておったことは議員のおっしゃるとおりでございます。ほどなく実質公債費比率が発表され、村民の皆さんにも大変御心配をおかけいたしました。皆さんの努力によって計画を立てて実行してまいりました。

そんな中で「ないものねだりより、あるもの探し」ということを申し上げましたが、ないものをつくるだけの力がないというふうにとっていただいてもよいということでございます。また、あるもの探しということは、小さなことから実行をしてまいりました。葉っぱビジネスからICT活用モデル事業により木造住宅の受注拡大を図ること。村の中にあるものを利用していきたくておりますし、耕作放棄地対策事業を実施すること、また小学校に太陽光発電をつけることなどを考えております。

しかし、議員御指摘の二つ目でございますが、不況を脱する打開策はなかなか私にとっても荷の重いことございまして、四苦八苦をしておるところでございますが、何とか小さなことから粘り強く積み上げていき、できる限り地域経済への応援体制をとってまいりたいと考えております。特に議員御指摘のように、暗いことばかり考えておりますと、みんなが暗くなっていくということで、小さなことでも一生懸命やりながら前向きに村政運営を行いたいと、こんなことで今年度の予算も立ててまいりました。十分に御審議をいただきたいと思っております。

なお、第4次総合計画の進捗状況については、参事の方から数字をお答え申し上げます。

議長（今井保都君）

参事 今井俊郎君。

参事（今井俊郎君）

それでは、私の方から第4次総合計画の進捗率について若干の御説明をさせていただきます。

進捗率をはかるのは大変難しゅうございますが、一応一つの切り口といたしまして、事業件数と予算の関係を御報告させていただきます。

18年度においては当初計画事業件数が136件ございます。これに対して実施件数が130件で、96%

の実施率となります。事業費では、計画事業費がおよそ11億5,600万円に対し、実施した事業費が10億3,900万円ということで、90%でございます。

19年度につきましては、事業件数につきましては154件計画がありまして、対して実施件数が140件ということで、91%の実施率となります。事業費では、計画事業費が12億2,000万円に対して実施した事業費が9億6,600万円、79%となっております。

20年度につきましては、現在実施中ということで数字が固まっておりませんので省きますが、おおむね同程度の実施率で推移をしていくと考えております。以上であります。

議長（今井保都君）

再質問。

〔1番議員挙手〕

安江利英君。

1番（安江利英君）

4次総の進捗状況につきましては、今、参事の方からお話がありましたし、全体の総合計画を、これを書いたときに久々にひもといてみました。本当にこれは大きな船に乗って、どんぶらこ、どんぶらこことって、「おい、どこで何するんや」というような感じになりますけれども、今、結果的に件数が云々ということで出てきましたが、こういう進捗状況であればそれなりの結果はついておるんじゃないかということは感じるわけですが、いかんせん事が大き過ぎて、方向づけをしっかりとっていくということが非常に大事なことではないかというふうに思うわけです。村長としても、3年間経過しておりますので、この辺、いい数字が出ておるようではありますが、もう一度見直して、2015年の目標年度までにどのぐらいやっていくかというような方向も出させていただきたいと思ひますし、路線継続と言われましても、前村長はカリスマ的な存在でありまして、多少個性的な面もありましたが、現村長は割合のりくらりと、言い方はよくないですが、そんな感じでひょうひょうとやっておられますので、その辺の考え方の違いもちょっとお聞きしたいです。それから今後の政策ということにつきましても、これも非常に大き過ぎてしまって答えは出ないと思ひますが、何かこの村で本当に元気の出るようなことを村長が行政に提示して、傘下がたくさんありますので、そこで発想させるというようなことはできないかと思ひますが、いかがでしょうか。

議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

議員おっしゃるよう到大変大きな目標が立っておるわけですが、これらは毎年ローリングといひますか見直しをしていくわけですが、大筋は4次総に沿っていくということで、あと細かい方策をその中で立てていくということでございます。議員おっしゃるように、カリスマ性がございませんので、皆さんの御意見を伺いながらやっていくという方針には変わりはありません。東白川村に元気が出ることは、我々職員、それから議員皆さんと一緒に元気を出すこと

であろうかと思っております。そういう意味で職員にはいつも御無理を申し上げておりますが、東白川村の身の丈に合った事業を、また目標を立てながらやりたいと思っております。それで、抜本的な、爆発的な、一気に変えるようなことがなかなか出てまいらないのが実情でございますので、また議員の皆様方にもたくさんのお知恵をいただきながら、ことし、21年度からプロジェクトチームを少し手直しいたしまして、知恵を出す会をつくって、また皆様方に御相談を申し上げていきたいと、こんなことを思っておりますので、どうか今後ともよろしくお願いいたします。

議長（今井保都君）

4番 安倍徹君。

〔4番 安倍徹君 一般質問〕

4番（安倍 徹君）

それでは、東白川村の新型インフルエンザ対策についてお伺いをしたいと思います。

ことしの2月12日、WHOが公表いたしましたヒトの鳥インフルエンザウイルスの確定症例数は、表をつけておりますけれども、その中にありますように、2003年からことしの2月まで、世界15カ国での発生人数が記されております。それによりますと、407症例インフルエンザを罹病された方がおられるわけですが、254人という、63%に近い致死率でございます。これは、突然変異した結果、人への伝染が非常に強くなっておるということでございまして、世界でも今、あるいは日本でも人類への爆発的伝染を危惧されておるところでございます。

かつて日本でも大正7年から8年、世界で大流行したときに「スペインインフルエンザ」という病名になってあらわされておりますけれども、罹病者の17%、39万人から40万人の方がなくなっておると推定されております。これは、岐阜市の人口は41万ちょっとぐらいだと思いますので、それに匹敵する方が日本で亡くなったという状況が報告されております。現代では行政など指導体制、あるいは医学の進歩などから環境が非常に整っておりますので、それほどにはならないとは予想されますけれども、人の行動範囲が広く、そして早くなっておりますことを考えると、早急な対策を立てておかなければならないと思っております。国も先ほど成立しました新年度予算の中におきましても、21年度の予算配分の重点化の中で重要課題推進枠というものを設けまして、新型インフルエンザ対策費として69億円を計上しておりました。中身についてはまだ目を通しておりませんが、今後さらにこの対策に対しては充実をされると思っております。

村でも2月16日の全員協議会の折に、東白川村新型インフルエンザ対策行動計画概要というものが発表をされ、説明を受けました。これは、国が想定しております4分の1、いわゆる25%の人がインフルエンザにかかる想定をいたしまして、二つの対策を基本とされております。一つは、感染拡大の抑制を図って健康被害を最小限度にすることと、各種機能・経済活動に対して破綻を来さないようにするという二つの基本方針を立てられ、村長を本部長、教育長・参事を副として5班体制で活動していくというふうになっております。また、臨戦態勢にする計画になっております。組織として遅滞なく機能させるには、このことを進めるということは大変なことだと思われませんが、そこで二つほど質問をいたします。

まず一つ目が、具体的にどこまで検討されているか。大切な組織維持のためには対インフルエンザ防御対策はどこまで進んでいるのか。

2点目に、村民患者に対して現時点でどの程度の治療体制が整っているか。

以上2点をお伺いいたします。

議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

それでは、安倍議員の御質問にお答えを申し上げます。

新型インフルエンザは、近年東南アジアを中心に、鳥インフルエンザ（H5N1型）というのが人に感染し、変異を引き起こして疾患を起こすと。人類にとってほとんどの人が免疫を持っていないために、容易に、かつ急速に感染すると考えられております。このことは、議員の御質問の中にもございましたように、世界的に大流行が大きな健康被害と社会的影響が懸念をされるところでございます。

現在、国・県では治療薬タミフルの備蓄や医療体制の整備等の行動計画を策定しております。村でも行動計画を作成し、対策本部組織を立ち上げ、その計画に従って平成21年度から事業を推進することとしております。村民の皆さんに対して、行動計画による段階別措置に基づき、住民への支援や学校への対応、新型インフルエンザのウイルス感染防止のため、外出時のマスクの着用、外出後のうがい・手洗い、十分な休養で抵抗力を高める必要があります。各家庭でも自然災害時同様に、食料や日用品、マスク等の備蓄のお願いの啓発にも努めてまいります。

治療体制については、現時点では県が治療薬の備蓄をし、発生時には県からの提供により治療を行うこととしております。また、この高病原性鳥インフルエンザが感染爆発を起こせば、国民の25%が発症し、2,500万人が医療機関へ殺到し、64万人が死亡するのではないかとされておりま。幸い、日本ではまだ人が発症した例はありません。いたずらに不安をあおりたくはありませんが、潜伏期間が2日から8日と言われております。高熱、悪寒、筋肉痛、関節痛などがありましたら医療機関を受診していただきたいと思ひます。

最近では豊橋のウズラ農場の鳥からも高病原性鳥インフルエンザのウイルスが発見されております。今後とも情報にはアンテナを高くすることが大切だと思ひます。議員がつくっていただきましたインフルエンザの発症例は2月12日ですが、3月2日までに、はや2件、2名の死亡がふえております。これは世界的なことではございますが、日本ではまだないといって安心しておれるものではないと思ひておりますので、村でも最悪の場合を想定しながら、今後、医療機関とも連携を図りながら計画を進めてまいりたいと思ひます。今年度の予算にも先ほどお話がありましたように盛っておりますので、東白川村の関係の予算は課長の方からお答えを申し上げます。

議長（今井保都君）

総務課長 楯光一君。

総務課長兼議会事務局長（楯 光一君）

新型インフルエンザ対策に関する予算措置につきましては、総務課所管の9款消防費の1項3目災害対策費、ことしの予算の説明書の102ページの方に計上しております。総額で21万円という予算額でございます。主な内容につきましては、研修会等への出張旅費、それから消耗品としましてマスク、手袋、ゴーグルといった役場の窓口対応職員の消耗品の購入と、それから医療従事者用の感染防護服を5組という予定でございます。そのほか、住民の皆さんへの情報提供用のチラシの作成、新聞折り込み料、パンフレットの購入費などを盛り込んでおります。

ちなみに、2月26日に岐阜県で行われました新型インフルエンザ対策についての説明会におきましては、H5N1型による世界的な大旅行が起こった場合、岐阜県では、いずれも想定値、最大でございますが、医療機関の受診者が40万4,270人、入院患者数が9,281人、死亡者が2,957人と想定されております。東白川村では、これもいずれも最大でございますが、医療機関受診者が526人、入院患者数が14人、死亡者4人という数字が想定されております。以上でございます。

議長（今井保都君）

再質問。

〔4番議員挙手〕

安倍徹君。

4番（安倍 徹君）

それでは再質問をいたします。

まず、今説明を受けました予算の中には21万円、今年度は予算が計上されておりますし、現在のところ、行動計画は県からおりてきておる状況だと思うんですが、今後、東白川村としてやっぱり対策は練っていかねばならないと思いますので、その関連の質問をさせていただきます。

まず治療薬の件でございますけれども、けさのニュースで、タミフルが効かなくなっておりますので、リレンザという薬がございますが、これを備蓄しているのは東京都だけだという説明がございました。報道でありますように、これは鳥インフルエンザではございませんが、タミフルが効かないというのがことし発生をしております。これは「リレンザ」とか「シンメトレル」という商品名で、「塩酸アマンタジン」というのが薬の名前だそうですが、こういうものが今現在あるわけでございますが、今のんびりしておれないということは、発症（発熱）してから48時間以内に服用をしないと効果がないということが言われております。これは、日本医師会のパンフレットから私拾い出してきたんですが、これは服用すると発熱が2日短縮をされて、ウイルスの排せつ量も減るといことが書いてございましたので、感染が少なくなるということでございます。ということは、2日以降の服用は効果がないということでございますので、のんびりとした対策をし、国全体が発症してから、この小さい村がこういう薬剤の配付を待ち、手をこまぬいておるうちに患者がふえてしまうことが考えられるということでございます。

もう一つ、国立社会保障・人口問題研究所というのがあるそうでございますが、人口及び年齢（5歳階級）別将来推計人口というのがございます。2015年の東白川村の推計でございますが、総人口が2,583人、ゼロ歳から9歳までが198人、75歳以上が659人、65歳以上ですと1,022人、40%と

いう数字が出ております。なぜこの数字を言うかと申し上げますと、このインフルエンザに抵抗力の一番弱いところは子供と高齢者でございます。ほとんど抵抗力がなくて死亡率が一番ここは高いわけございまして、東白川村は65歳以上40%、75歳以上で26%もございまして、村が発表した死亡率4人というのは甘いんじゃないかと私は思うわけございまして。

いわゆる県からおりてきたマニュアルどおりに計画書をつくり、そして対策本部は非常に立派なものができております。5班体制になっておりまして、サーベイランス班というのがあると書いてあるので、これはどういう意味かしらんとおぼえて、ちょっとわかりませんでしたので調べてみたら、この意味というのは、発生状況や変化を継続的に監視すること、またそれによってデータを体系立てて収集・分析するという意味がありました。このことを一つとってみても、この人員で、この陣立てで東白川村のこの対策組織表が機能するのかと非常に疑問に思うわけございまして。小さい村は、小さい資産、小さい設備、それから現状の人口の構成状況をしっかり把握して、県が示すような、国が示すような、上から来るものでは対策できないと思うんです。地震も非常に懸念をされておりますが、これと違ひまして、これは確実に身近に迫ってきておることございまして、このことをしっかりした計画を立てていただきたい。21万の予算が多い少ないは別といたしまして、5組ばかりの防護服で、実際にたくさんの患者が押しかけてこられて、対応する人が病気になったらどうなるんだろうかと。例えば役場は1課6人か7人しかおりません。3人がかかってしまったらもう機能しないわけなんですよ。どこを重点的に防護し、どこにその体制を持っていくのかということをもっと真剣に検討する必要があると思います。これからございまして、これから私どもも見守っていきたくて思いますが、このことについて村長の考えをお伺いしたいと思ひます。

議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

おっしゃいますように、私どもは、現在の状態では県の方から指導のあるように、また国の指導があるようにやっておるわけございまして、議員おっしゃるように、大勢の方がこの病気にかかった場合には、おっしゃるとおりであろうと思ひますし、五つばかり服があってもどうしようもないわけございまして、これは発症したときに対処する方がつけるものでありますし、また今後こういうものも真剣にやっけていかなければならないこととは存じております。特に県の方では、今この病気が発症した場合には、県の指定する病院においてその患者は治療していくということございまして、これがどこでどのような形で発症してくるかは全くわからないわけございまして、村としてできる限りのことはやっけておく必要があると思ひておりますので、今、五つの班をだれが何をどれぐらいうるのかということまでは考へておりませんが、もしもの場合、これは大きな災害と同じございまして、特に鳥インフルエンザについては、人が発症して、そこで何か抗体をつくるというようなことございまして、現在、予防注射は何もないということございまして、なかなか私としても雲をつかむような話ございまして、いずれにしても世界保健機関が大きな心配をしておるということございまして、いつ起こるかかわからないことに対してでも我々もできる限

りの備えをしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

議長（今井保都君）

再々質問。

〔4番議員挙手〕

安倍徹君。

4番（安倍 徹君）

発症をしていない者に対しての対策というのは大変だと思いますが、このことについては、そんなに金をかけんでもできるわけでございます。いわゆる指導者の考え方一つだろうと私は思っております。例えば、リレンザにしても何千万円も買えという意味ではございませんので、対応薬として1週間分ぐらいの何人かを予測しまして、その分だけを今から手配しておくということ。

それからもう一つ、これは製薬会社が発表しておるものなんです、インフルエンザと風邪との違いというのは村民はほとんど、僕もようわかりませんが、どこまでがインフルエンザで、どこまでが風邪なのかということすら啓蒙されていないと思います。老人クラブ、あるいは保健の方でやってみればちょっと別ですが、インフルエンザと風邪と全然違うところは、いきなり発熱をしてくる、いきなり節々が痛むということが書いてございました。

ここにチェックシートというものがあつたので見たんですが、これは自己診断をするチェックシートなんです、これは中外製薬、名前を出してはいけないんですが、ここの研究室が出してあるやつで、チェックするようになってます。例えば地域内でインフルエンザが流行しているかということ。それから2番目に、くしゃみやせき、鼻水が続くことなく急に高熱になるかということ。それから、はかったときに38度以上の発熱があり、悪寒が伴うかと書いてありまして、これにチェックを入れるとインフルエンザということでございます。それから、その下の欄に要注意ポイントとして関節・筋肉痛、倦怠感、疲労感というようなことがございます。こういうのがインフルエンザの特徴だそうございまして、こういうことももうちょっと研究されともっとわかると思うんですが、保健の方、あるいは老人クラブの会合、それから保育園でいきますと子育てのママさんのあたりのところでもっと啓蒙しなきゃならんと。

それから、今はこんな薬はないだろうと思いますが、子供がインフルエンザにかかったときにある種の風邪薬を飲ませますと脳炎になると書いてございました。私、医者でございませぬので、内容が何を飲ませるとどうなるのかわかりませんが、市販の薬の中にもしあるとしたならば、そのことが啓蒙していないと、特に子供さんがインフルエンザにかかったときに脳炎にかかる、これはもう治りませぬので、そういうような状況になる確率が高いと書いてございました。

不安をあおるわけではございませんが、いわゆる指導体制機関、健康管理機関が確実に自覚をしておることが、これに対する大切な予防対策ではないかと私は思うわけでございます。大変立派な村の計画書が出ておりますけれども、紙としてはこれ立派なんです、内容が伴っておらないということがわかりましたし、これから検討することだということもわかりました。どのように具体的にやるかということをお願いをしたいなということをお願いをいたしまして質問を終わります。

議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

御意見はよくわかりましたし、今後大いに、特に子供たちに対して啓蒙していきたいと思っております。診療所としましても、CATVで2回ほどインフルエンザに対することはやっていただきましたし、また今後ともやっていきたいと思っております。

それから、特に医療機関として診療所を持っておりますので、発熱、倦怠感などの症状がございましたらいち早く医師に相談をしていただいて、インフルエンザであるのか、それとももっと重い鳥インフルエンザではないかということは素人判断ではなく、診療所の医師に相談をしていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

議長（今井保都君）

2番 服田順次君。

〔2番 服田順次君 一般質問〕

2番（服田順次君）

それでは、私は、つちのこ街道について一般質問を行いたいと思います。

平成21年もはや3月に入りまして、ことしは一段と暖かい春を迎えたわけでございますけれども、依然として経済の春は見えてこないのが現状であります。今回は、そうした中ではありますが、少しでも前向きに、そして提案型の質問ということで行いたいと思います。

さて、一昨年、平成19年度に作成されましたつちのこ街道のパンフレットについてお伺いをしたいと思っております。

これは、そのときにつくられましたパンフレットでございます。皆さんのお手元にちょっとお配りさせていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

つちのこ街道である国道41号線から県道62号線、そして国道256号線を通っている通称「白川街道」であります。当初村長は、このパンフレットを作成するに当たり、この白川街道を、清見・明宝を結んでいるせせらぎ街道のような街道にちなんで東白川村をアピールしていくと。特に中京圏から下呂、高山への観光客の皆さんに売り込んでいくつもりだったろうと思っております。しかし、パンフレットの配布だけでは、どこがつちのこ街道かが観光客の皆さんにはわかりにくいのではないかと思っております。そこで、加子母と白川の入り口付近に看板を設置して、ここがつちのこの村の東白川村であると。また、この道がつちのこ街道であるという認識ができるようにしてはどうかというのが提案でございます。これに対する今後の対応について、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

服田順次議員の御質問にお答えをいたします。

つちのこ街道につきましては、もともと村民の方から提案のネーミングでございます。私も、この街道を、国道256が2車線で開通をしまして以来、何と少しでも活性化の道路にしたいということで御指摘のようなことを申し上げましたし、また心がけておるところでございます。19年度にパンフレットをつくりまして配布すると同時に看板も立てたいなど、こんなことを思っておりました。調べますと、この道の6ヵ所ほどに「トチノキ街道」という看板が立っております。岐阜県がネーミングし、トチノキを路肩に植えたのであります。しかし、今はほとんどトチノキ街道と呼ぶ人もなく、植えたトチノキも少ししか残っておりません。そこで、20年度は南北橋に「つちのこの里」という横断幕を取りつけました。21年には御指摘のように看板をつくりたいと思っております。道の駅からも、もう少し道の駅も宣伝してほしいというようなことも伺っておりますし、ふるさと企画では下呂へセールスに行っておりますので、同じようなパンフレットをつくって配っていきたいと思っておりますし、特に議員御指摘のように、どこからどこまでではなくて、入り口・出口はもちろんのこと、途中にでも「つちのこ街道」というような看板は立てていきたいと思っております。いずれにしても、新年度になりましたら県の土木事務所と実情を説明しながら協議をして、ひとつ「トチノキ街道」は「つちのこ街道」に衣がえをするということを順次進めていきたいと思っておりますので、またひとつ御協力をお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（今井保都君）

再質問。

〔2番議員挙手〕

服田順次君。

2番（服田順次君）

再質問を行います。

今、21年度に向けてということでお話しいただきましたが、つちのこ街道も、先ほどお話がありましたように、全線2車線になって、最近では国道41号の迂回路というような役割も、大きく交通量もふえておるところでございますが、19年度の統計資料なんかによりますと、下呂温泉には年間約112万人の宿泊客が見えておりまして、県別で見ますと全体の32.4%ぐらいが愛知県からの御利用でございます。そのうち自家用車で見える方が59.3%で、約21万5,000人ほどになると思いますが、今のお客さんの動向というのが、団体客から家族、もしくは個人客へというふうに移りつつあると書いてありました。

そんな中で、本村が交流人口というふうを考えておる増加に向けての対策としては、下呂温泉への行き帰りということは当然ねらってみえた方策であろうと思っておりますし、ぜひともそのためにも、このつちのこ街道のPRというのが必要不可欠なものであるというふうに思っております。特にこれから春、夏、秋という季節になって、つちのこ街道にとっては絶好の季節となってきますし、また長いスパンで10年・20年後の東白川村のためにも、清流白川がありますので、この河川沿いの景観を十分に利用して、広葉樹などに更新していくような環境整備を行っていくと。そうした中で東白川が持っております道の駅の茶の里会館とか、野菜村とか、こもれびの里とか、つちのこ館とか、

そしてオートキャンプ場とか、そういうものをどんどんお客さんに取り入れていただいでいくことが、今後、この東白川村の中の飲食、もしくは宿泊施設に活気をもたらしてくれるのではないかと、いうふうに期待しているところが大きだと考えております。また、今後、河川の景観についてはどのようにお考えになってみえるか、お伺いしたいと思います。

議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

現在、対岸のきれいなところもございます。全部が村の土地ではありませんので、一概に軽々には申し上げられませんが、なるべくなら河原のほとりがきれいな木に変わるのはいいことであると思いますし、御存じのように白川茶屋の上には作業道ができましたが、ああいうところをできれば歩けるようにしていくと健康のためにもいいんじゃないかなと考えております。

それから、うちのこのパンフレットについても、下呂とタイアップしながら、もう少し宣伝に力を入れていかなければいけないと、議員の御指摘からそんなことを考えております。パンフレットの配布状況については、随分と少なくなるぐらい配布をしておると思いますので、配布状況等、課長の方から説明をさせます。

議長（今井保都君）

産業建設課長 松岡安幸君。

産業建設課長（松岡安幸君）

19年度に先ほど議員の言われたパンフレットの予算を認めていただきまして、2種類作成しております。A4判の方は1万部、こっちの縮小版は2万部作成しております。それで、20年度に入りまして、県内外の道の駅とか、旅館とか県の観光連盟、それから可茂広域の観光の物産展とか案内で、このA4判は1万部のうち8,000枚、こちらが2万部のうち1万6,000は既に配布しております。残りがあと2,000と4,000という数字になっていますけれども、もしまた必要になれば予算を認めていただき、必要なところへ効果のあらわれるような形で配布していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔2番議員挙手〕

議長（今井保都君）

服田順次君。

2番（服田順次君）

質問というわけではございませんが、今の課長さんの御答弁にありましたように、今後は、ことし、21年度の予算等、国の方から出ている資料を見ますと、国土交通省の関係では、国土・景観形成事業推進調整費というような形で400億ほどの予算が計上されて案が出ております。また、川まちづくりの推進というようなことで8,500億余りの予算を国の方は考えておりますので、またこんなことを参考にさせていただいて、担当課の一層の努力に期待して一般質問を終わりたいと思っております。

議長（今井保都君）

ここで暫時休憩とします。10時50分より再開いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

議長（今井保都君）

休憩前に続き会議を開きます。

報第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（今井保都君）

日程第6、報第1号 専決処分報告について、専第1号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第5号）及び専第2号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長兼議会事務局長（楯 光一君）

報第1号 専決処分報告について。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成21年3月6日提出、東白川村長。

記1．平成20年度東白川村一般会計補正予算（第5号）、2．平成20年度東白川村一般会計補正予算（第6号）、いずれも別紙でございます。

専第1号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第5号）。平成20年度東白川村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,362万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成21年1月23日、東白川村長。

2ページの第1表の補正と4ページの事項別明細書の1の総括の朗読を省略させていただきます、5ページの2の歳入からお願いします。

14款3項2目総務費県委託金、補正額23万8,000円の追加、岐阜県知事選挙委託金でございます。

18款1項1目繰越金、補正額5万円追加、前年度繰越金でございます。

6ページに入りまして、3．歳出。2款4項2目岐阜県知事選挙費、補正額28万8,000円追加。説明欄にありますように、報酬、需用費、委託料、それから使用料及び賃借料でございますが、大きなものは需用費の消耗品費と、それからポスター掲示板のリース料が主なものでございます。

次に専第2号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第6号）。平成20年度東白川村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ522万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,885万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成21年2月20日、東白川村長。

これも、2ページの第1表と4ページの事項別明細、1.総括の朗読を省略させていただきます、5ページの2の歳入から説明をします。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額326万4,000円追加でございます。これは定額給付金の事務費補助金です。

3目民生費国庫補助金、補正額9万円追加、これは子育て応援特別手当交付金事務費の補助金でございます。

18款1項1目繰越金、補正額187万2,000円追加、前年度繰越金です。

6ページ、3.歳出。2款1項11目定額給付金給付事業費、補正額326万7,000円。説明欄にありますように、定額給付金の給付事業に係ります超勤手当とか臨時雇員の賃金、それから需用費ではチラシと封筒の作成費、それから役務費では郵便料が主なものでございます。それから、一番大きなものは、情報センターにおけますシステムの開発委託料ということで180万ほどでございます。

7ページに入りまして、3款2項1目児童福祉総務費、補正額9万2,000円追加。これにつきましては、子育て応援特別手当交付金の支給に関する事務費ということで、パンフレットの作成とか郵便料、新聞折り込み料、口座振込手数料等でございます。

7款1項2目地域づくり推進費、補正額186万7,000円追加。ここでは、こもれびの館の修繕工事に係ります工事費と委託料ということでございます。以上です。

議長(今井保都君)

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 安倍徹君。

4番(安倍 徹君)

歳出の給付金給付事業費なり、システム開発って、これシステムを開発していかないと、手作業ではほとんど無理ということですか。

議長(今井保都君)

総務課長 楯光一君。

総務課長兼議会事務局長(楯 光一君)

岐阜県下42市町村のうち37団体が情報センターの方へ事務を委託してあるわけですがけれども、2月1日の基準日で対象者の洗い出しを行うということに対しまして、情報センターでは対応できないということで、外注をして、システムを組んで行っております。その事務情報システム委託先は、

すべて同じような形で委託をさせていただいて本システム開発を行うということで、そのシステムは昨日、実はパソコンとあれが貸与というような形でこの村へ入ってきておりますので、そういったものに係る経費でございます。

議長（今井保都君）

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報第1号 専決処分報告について、専第1号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第5号）及び専第2号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報第1号 専決処分報告について、専第1号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第5号）及び専第2号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第6号）は承認されました。

議案第1号及び議案第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（今井保都君）

日程第7、議案第1号 東白川村道の路線認定について及び日程第8、議案第2号 東白川村道の路線廃止についての2件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 松岡安幸君。

産業建設課長（松岡安幸君）

それでは議案第1号 東白川村道の路線認定について。道路法第8条第1項の規定に基づき、次のように村道の路線を認定する。よって、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。平成21年3月6日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、整理番号の1番の路線名、下野南線、起点が大字五加字大畑2806番地の1、終点が大字五加字松葉3040番地の2。

それから、整理番号2の平5号線でございますが、起点が平578番地の6、それから終点が平581番地の7ということで、別冊で議会の説明資料ということで図面があるかと思いますが、まず1ペ

ージにあるのが下野南線でございます。起点の方が主要地方道の下呂白川線の熊崎進さん宅横付近から、終点が今井直美さんの家のところまででございます。延長が353.9メートルでございます。

次の2ページ目が平5号線でございます。平地内の下呂白川線の駐在所の横のところから森藤市郎さんのところまで、平1号線ですが、そこまでの間の50メートルを村道認定をお願いするものでございます。

続きまして議案第2号 東白川村道の路線廃止について。道路法第10条第1項の規定に基づき、次のように村道の路線を廃止する。よって、同法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。平成21年3月6日提出、東白川村長。

整理番号の1の方は、路線名、岩畑線で、五加の白草1018番地の1から、終点が岩畑1001番地の2まででございます。

それから、整理番号2番の栃の屋線、越原の都加太地1573番地の10から栃山1338番地の1でございます。これも説明資料の方を見ていただきますと3ページ目になるかと思いますが、起点の方が越原付知線でございます。このブルーのところが大明神川で、真ん中の辺にちょっと住宅が見えますが、これは栃山の加藤寿子さんのところ。そこから少し上のところから大明神川を渡って、栃山線の三好屋さんの別宅の方まで行く道ですが、ここは狭くなっていて車も通れないところで、ちょっと整備をしたいということで廃止をするものでございます。

それから、もう1枚めくっていただきまして、今のが2番の方の栃の屋線で、もう1点が宮代になります。岩畑線で、真ん中の辺に起点がありますが、宮代の今井哲さん宅下の大きなカーブが起点でございます。151.1メートルでございますが、これも今、道がわからないような小さな道でございます。廃止をして整備をするものでございます。以上でございます。

議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 東白川村道の路線認定について及び議案第2号 東白川村道の路線廃止についての2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第1号 東白川村道の路線認定について及び議案第2号 東白川村道の路線廃止についての2件は、原案のとおり可決されました。

議案第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（今井保都君）

日程第9、議案第3号 東白川村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

議案第3号 東白川村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成21年3月6日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきますと改正条例をつけておりますけれども、新旧対照表で説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページをめくっていただきますと、1条の設置の目的のところを追加になっておりますけれども、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金及び介護保険法の規定による納付金ということを追加しております。これにつきましては、20年度に国保の指導監査を受けまして、それによって指摘を受けて老人保健というものが後期高齢者医療に変わっており、介護保険もできておりますので、それを追加するように改正をするものでございます。

それから、第2条の積み立てのところでございますけれども、第2項のところ「後期高齢者支援金及び介護納付金の総額の12分の2」というふうに改正をさせてもらうものでございます。以前につきましては、12分の7ヵ月ということで県の方も指導をしておったようでございますけれども、最近では2ヵ月分をと指導しておるということで、そういうふうに改正をさせていただくものでございます。これを抑制する目的につきましては、基金をたくさん積んでおいて保険料をどんどん上げていくことがないようにということで、ある程度、基金の積立金額を抑制するようにということで指導を受けたものでございます。

戻っていただいて、附則で、この条例は公布の日から施行をさせていただくということで、よろしく申し上げます。以上です。

議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 東白川村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号 東白川村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第4号から議案第13号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（今井保都君）

日程第10、議案第4号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例についてから日程第19、議案第13号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの10件を補正予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長兼議会事務局長（楯 光一君）

議案第4号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例について。東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成21年3月6日提出、東白川村長。

次のページを朗読します。

東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例。東白川村土地開発基金条例の一部を次のように改正する。第2条第1項中「8,440万円」を「8,465万円」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

この基金の利息と一般財源を合わせまして25万円を増額するというものでございます。新旧対照表にも同じものを載せておりますが、口頭による説明でお願いしたいと思います。以上です。

議長（今井保都君）

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

議案第5号 東白川村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について。東白川村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を別紙のとおり提出する。平成21年3月6日提出、東白川村長。

基金条例ですけれども、朗読をさせていただきます。

東白川村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例。

（設置の目的）第1条 介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨

等をかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、東白川村介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置する。

(基金の額)第2条 基金として積み立てる額は、東白川村が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とする。

(管理)第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2. 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有効な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)第4条 基金の運用から生ずる利益は、介護保険会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)第5条 村長は、財政上必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)第6条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

1. 介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合。

2. 前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課・徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合。

(委任)第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則、施行日ですけれども、この条例は、公布の日から施行する。

この条例の効力ですけれども、2. この条例は、平成24年3月31日に限り、その効力を失う。この場合において、基金残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。以上でございます。

議長(今井保都君)

総務課長 楯光一君。

総務課長兼議会事務局長(楯 光一君)

議案第6号 平成20年度東白川村一般会計補正予算(第7号)。平成20年度東白川村一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億942万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,827万4,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債の補正」による。平成21年3月6日提出、東白川村長。

2ページの第1表は朗読を省略させていただきまして、6ページの繰越明許費のところからお願

いします。

第2表 繰越明許費。ここにもたくさん繰越明許費を載せておりますが、前回の全員協議会の折に地域活性化生活対策臨時交付金事業ということで御説明させていただきましたものがほとんどでございますので、その分をちょっと省略させていただきまして、それ以外のものを説明させていただきます。

2款3項の戸籍住民基本台帳費の戸籍電算化システム運営事業につきましては、戸籍システムの改修を行うということで前回補正をさせていただいているものですが、平成21年度9月以降の稼働を目指しております、データ移行の委託料とシステム機器の備品費ということで、合わせて745万6,000円を繰り越して行うというものでございます。

それから、次のページのちょうど真ん中の方になりますけれども、10款2項小学校費の小学校施設営繕費につきましては、12月19日補正(第4号)でお認めいただきました国の1次補正による体育館の屋根の改修工事ということで、1,411万4,000円の繰り越しでございます。

それから、その下の2項の小学校費、小学校大規模改造事業につきましては、国の1次補正によるものでございまして、安全安心学校づくり交付金ということで、21年度計画の前倒しで行うということでございまして、2億7,751万円の繰り越しでございます。

次に、8ページの第3表 地方債の補正でございます。いずれも変更でございます。

変更前・変更後に係ります起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更がございませんので、限度額の変更ということでお願いしたいと思います。

過疎対策事業につきましては、5,530万円から2億6,400万円ということで、2億870万円の増額でございます。小学校の大規模改造と中山間の宮代線の改良ということで、合わせて2億870万円の増加ということでございます。

それから、一般公共事業につきましては180万円の限度額から60万円と、120万円の減ということでございますが、大地の急傾斜地の調査負担金の確定による減でございます。

臨時地方道整備事業につきましては、170万円の限度額から130万ということで、40万円の減でございます。県道改良負担金の減額というものでございます。

10ページの事項別明細、1の総括の説明は省略させていただきまして、12ページをお願いします。

2.歳入。7款1項1目自動車取得税交付金、補正額200万円の減でございます。

9款1項1目地方交付税、補正額1億3,386万8,000円、普通交付税でございます。

11款2項3目民生費負担金、補正額102万8,000円の減額、民間保育所の児童保育料の分でございます。

12款1項3目民生費使用料、補正額11万4,000円追加、みつば保育園の一時保育料の増でございます。

8目土木費使用料、補正額120万7,000円追加、公営住宅等の使用料の増でございます。

10目教育費使用料、補正額4万円の減額、学校開放施設の使用料の減でございます。

12款2項4目衛生費手数料、補正額59万2,000円減額。説明にありますように、可燃ごみ・不燃

ごみ等の手数料の、いずれも減額見込みでございます。

13款 1 項 3 目民生費国庫負担金、補正額213万6,000円の減。これにつきましては、説明欄にありますように、国保の基盤安定制度負担金、それから障害者自立支援給付費負担金、児童手当、いずれも減額見込みでございます。

14ページに行きまして、13款 2 項 2 目総務費国庫補助金、補正額4,650万円、定額給付金事業の事業費の補助金でございます。

3 目民生費国庫補助金、補正額162万円追加、子育て応援特別手当交付金事業の補助金です。

4 目衛生費国庫補助金、補正額713万2,000円追加。これにつきましては、環境対策のところの地域活性化の簡水の施設改修と、廃棄物のところで浄化槽の設置補助金の減額との差し引きでございます。

6 目農林水産業費国庫補助金、補正額1,601万円追加。これも 2 次補正に係る地域活性化・生活対策交付金ということで、製材の排水、それから乾燥機、森林組合の保育等残務整備等、三つの事業の減でございます。

7 目商工費国庫補助金、補正額1,692万円追加、つちのご館の改修とこもれびの里の施設改修ということで上げております。

8 目土木費国庫補助金、補正額6,298万5,000円追加。2 節の道路橋梁費のところでは6,143万円、村道改良と道の駅の駐車場改良でございます。3 節の住宅費のところでは、家賃対策補助金ということでございます。4 節河川費補助金は146万円ということで、栃枝谷のところのものでございます。

10目教育費国庫補助金、補正額8,792万7,000円追加、安全安心学校づくりの大規模改造事業の補助金と太陽光発電の導入によるものでございます。中学校のところでは、体育館の改修ということで上げております。

13款 3 項 2 目総務費国庫委託金、補正額132万5,000円の減。説明欄にありますように、ICT利活用モデル構築事業の入札差金による減ということでございます。

15ページの14款 1 項 3 目民生費県負担金、補正額133万3,000円の減額でございます。国保の基盤安定制度負担金の減、それから障害者自立支援給付費負担金の減、児童手当負担金の減等でございます。

14款 2 項 2 目総務費県補助金、補正額 2 万9,000円の減、自主運行バス運行費補助金の減です。

3 目民生費県補助金、補正額21万5,000円の減額、福祉医療費と老人福祉費の補助金の減でございます。

4 目の衛生費県補助金は補正額64万8,000円の減ということで、浄化槽の設置補助金の減額でございます。

16ページの、10目の教育費県補助金は補正額12万6,000円の減額、放課後子ども教室推進事業の確定見込みによる減額でございます。

14款 3 項 2 目総務費県委託金、補正額6,000円の追加、経済センサス委託金の確定によるもので

す。

15款 1項 1目財産貸付収入、補正額724万8,000円の減、(株)東白川からの土地の貸付料の減額でございます。

2目利子及び配当金、補正額138万6,000円追加、財政調整基金等の基金利子と株の配当金でございます。明細は説明欄をごらんいただきたいと思います。

17ページの16款 1項 2目指定寄附金、補正額28万5,000円追加。2節の総務費の指定寄附金のところで22万5,000円ということで、ふるさと思いやり基金指定寄附ということでございます。今回5件で92万5,000円、累計では108万ほどになっております。

3節の民生費指定寄附金6万円です。ごらんのお2方から指定寄附をいただいております。

18款 1項 1目繰越金、補正額1億4,054万円追加でございます。

19款 4項 4目雑入、補正額254万円追加。説明欄にありますように、福祉医療費の過年度分の戻し入れ金と、大きなものではオータムジャンボの収益金の174万です。それから、次のページになります中濃拠点協議会からの日本公園村づくり助成金30万といったものでございます。

20款 1項 6目農林水産業債、補正額170万円追加、中山間地域総合整備事業に係る過疎債でございます。

それから、8目の土木債は補正額160万円の減額。これは、大地の急傾斜の負担金の一般公共債の減と県道改良事業の負担金の林道債の40万の減というものでございます。

10目教育債、補正額2億700万円追加、小学校の大規模改造事業に係る過疎対策事業債でございます。

19ページの3の歳出を説明します。

1款 1項 1目議会費、補正額19万7,000円追加。議会運営費のところでは、去る1月19日に東京への陳情をしていただきました議員の皆様方の費用弁償の分でございます。議会事務局費のところでは共済費ということで上げておりますが、長期負担金の率の引き下げによるものでございまして、4万1,000円ほどでございますけれども、以下、随所に共済費については計上しておりますし、特別会計におきましても人件費のあるところでは出てきますので、以下詳細説明は省略させていただきます。

2款 1項 1目一般管理費、補正額764万2,000円追加。ここでは、説明欄にございますように、退職手当組合の特別負担金525万8,000円、それから共済費、さらには知事選等での燃料費が若干不足するということで燃料費、それから施設修繕料のところでは庁舎1階にあります身障トイレが故障したということで、その分と、別館の屋上タンクへの送水連動弁の修理代でございます。

20ページへ入りまして、総務管理費各種負担金のところでは、自主運行バスの補助金の155万円の追加、それから柏本集会所の改良工事への補助金23万円でございます。

2款 1項 3目財政管理費、補正額2億4,000円追加でございます。財政調整基金への積み立てということで2億円が主なものでございます。別添の説明資料の最終ページに積み立ての今までの村の状況を載せておりますけれども、19年度末で1億3,000万円ございましたので、今回2億積ん

で、20年度末は3億3,000万ほどということでございます。

戻っていただきまして5目の財産管理費、補正額が3,778万3,000円の追加。ここでは、土地開発基金で買っていた分を今回一括して買い戻しをするということで3,753万3,000円を見込んでおります。それから、あと土地開発基金の積立金の25万円でございます。この土地開発基金の一括買い戻しにつきましては、先ほど見ていただきました財調の前のページに明細がございますので、またごらんいただきたいと思います。

10目の地域情報化事業費、補正額92万6,000円の減額ですが、CATVの一般管理費では賃金の追加がございますけれども、ICT事業の委託対象で134万9,000円の減額でございます。

21ページへ入りまして、2款1項11目定額給付金給付事業費、補正額が4,650万円でございます。

2款2項1目税務総務費、補正額25万7,000円追加、共済費と超勤手当でございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額142万9,000円減額。ここでは共済費の追加のほか、戸籍電算化システムに係る委託料を追加しておりますが、次のページの備品のところで減額ということで差し引きでございます。

2款5項1目統計調査費、補正額6,000円追加、経済センサスの単位区設定に係る需用費です。

3款1項1目住民福祉費、補正額219万5,000円の減額です。人件費と、次のページにございますが、国保特別会計への繰出金の86万6,000円、それから老人保健特別会計への繰出金は全額減額ということで、320万円の減でございます。

2目福祉医療費、補正額63万5,000円追加。ここでは福祉医療費の扶助費が主なものでございますが、ごらんのように重心につきましては追加補正でございますし、乳幼児、母子については減額ということでございます。

3目保健福祉費、補正額が125万8,000円の減額。ここでは介護保険特別会計への繰出金の減、それから下にあります障害者自立支援事業の委託料の減等でございます。次のページに扶助費がございますので、その差し引きでございます。

24ページの4目老人福祉費、補正額はございませんが、財源補正でございます。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額38万3,000円追加。ここでは児童手当で減額と、それから子育て支援事業のところで若干の追加でございます。

それから25ページへ入りまして、子育て応援特別手当交付金事業、これも新規で160万円入ってきております。

2目認可保育所費、補正額5万3,000円追加、共済費です。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額17万8,000円追加、共済費でございます。

3目母子健康センター費、3万3,000円追加、これも共済費です。

5目環境対策費、補正額889万2,000円追加、共済費と簡易水道会計への繰出金887万5,000円でございます。

26ページの4款1項6目廃棄物対策費、補正額231万4,000円の減、これは浄化槽設置補助金の減額が主なものでございます。

6款1項1目農業委員会費、補正額3万4,000円追加、共済費です。

2目農業総務費7万8,000円追加、これも共済費でございます。

3目農業振興費、ここは財源補正でございまして、中濃拠点協議会の助成金をいただいて財源補正をするものです。

5目山村振興事業費、補正額36万6,000円追加、五加センターの改修補助金でございます。

7目農地費、補正額411万5,000円追加。ここでは中山間総合整備事業負担金の増、それから下の償還負担金とありますのは、土地改良区への、先日御説明しました柏本の物納によるもので142万1,000円でございます。

6款2項1目林業総務費、補正額6万8,000円追加、共済費でございます。

2目林業振興費、補正額1,806万6,000円追加。木材関連産業支援事業ということで交付金事業の3件分でございます。

3目林道総務費、補正額3万7,000円追加、共済費です。

28ページに行きまして、7款1項1目商工振興費、補正額21万円の減額。ここでは共済費で追加ですが、FC岐阜支援出資金の全額減額ということでございまして、その差し引きでございます。

2目地域づくり推進費、補正額1,908万5,000円追加。説明欄にありますように、つちのこ館の改修工事委託料と、それからもう一つは、こもれびの里の備品購入費でございます。

8款1項1目土木総務費、補正額24万8,000円追加。共済費と、それから次のページの一番上にあります生活道整備補助金でございます。

8款2項1目道路橋梁維持費、補正額6,878万7,000円の追加でございます。県道改良の舗装等の負担金の減と、あとは村道改良等の急傾斜地関係と、それから平5号線の拡幅改良、それから30ページの方へ入りまして、舗装改良と道の駅の改良事業ということでございます。

8款3項1目住宅管理費、補正額35万円の減額。河鹿荘と消防詰所の解体工事費の減でございます。

8款4項1目河川砂防費、補正額41万7,000円追加。ここでは陰地の急傾斜地崩壊対策の調査費の減額と、それから河川砂防のところの栃枝谷の河川修繕工事との差し引きでございます。

10款1項2目事務局費、教育委員会の事務局費ですが、補正額6万9,000円追加、共済費でございます。

10款2項小学校費、1目学校管理費、補正額が2億9,698万3,000円追加。小学校の校舎屋上防水工事につきましては14万8,000円の減でございますが、大規模改造事業で2億7,751万ということで工事費と管理委託料でございます。32ページへ入りまして、太陽光発電設備の導入事業ということでございます。

それから、2目の教育振興費では補正額1万1,000円の追加、児童就学援助費の増でございます。

10款3項中学校費、1目学校管理費ですが、補正額が733万1,000円の追加でございます。大きなものは、交付金の関係の屋内運動場の改修事業ということで、工事費と設計監理委託料でございます。

10款4項1目社会教育総務費、補正額15万6,000円の減。ここは、放課後子ども教室の推進事業の減でございます。

2目公民館費のところでは財源補正です。

それから34ページ、最終ページですが、10款5項2目体育施設管理費、ここも財源の補正でございます。以上です。

議長（今井保都君）

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

議案第7号 平成20年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。平成20年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,985万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,325万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年3月6日提出、東白川村長。

2ページの第1表、それから5ページの事項別明細書の総括を省略させていただきまして、7ページの2の歳入から説明をさせていただきます。

3款2項1目療養給付費負担金、補正額が383万2,000円の増額です。説明にありますように、療養給付費負担金の増と老人保健拠出金の減でございますし、共同事業負担金の減でございます。

5款1項1目前期高齢者交付金、補正額414万9,000円、前期高齢者の交付金になります。

6款1項2目県財政調整交付金、補正額180万円、県の調整交付金の増額でございます。

6款2項1目療養給付費等負担金、補正額6万円の減でございます。高額医療費共同事業の負担金であります。

8款1項1目利子及び配当金、補正額10万6,000円であります。利子の補正でございます。

9款1項1目一般会計繰入金80万5,000円、保険基盤安定制度分に係る繰入金でございます。

10款1項1目繰越金、補正額1,922万2,000円、前年度の繰越金でございます。

9ページ、歳出でございますけれども、1款1項1目一般管理費、補正額33万8,000円です。これにつきましては説明のところにありますけれども、国保のシステムの委託料、新電算システムの開発料の補正でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額3,000万、一般被保険者の療養給付費が不足しますので、補正をさせていただきます。

5款1項1目老人保健医療費拠出金、補正額はゼロでございますけれども、財源補正で国庫を減らして一般財源をふやささせていただく財源補正でございます。

次のページの7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金、補正額30万7,000円の減額でございます。拠出金の減額でございます。

4目の保険財政共同安定化事業拠出金、補正額25万3,000円の追加でございます。これにつま

しても、安定化事業の拠出金の増となっております。

8款1項1目特定健康診査等事業費、補正額が53万7,000円の減額でございます。説明欄を見ていただきまして、需用費の減と負担金の減ということですのでけれども、当初予定しておりました対象者が減ってきたということで、材料費負担金を減額させていただくものでございます。

次の11ページになりますけれども、9款1項1目基金積立金、補正額10万7,000円でございます。基金を積み立てるものでございます。

議案第8号 平成20年度東白川村老人保健特別会計補正予算（第2号）。平成20年度東白川村老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年3月6日提出、東白川村長。

2ページの第1表、4ページの事項別明細書の総括を省略させていただきまして、5ページの歳入でございますが、4款1項1目一般会計繰入金、補正額320万円の減額でございます。説明にありますように、医業費分と事務費分を全額減額させていただきます。

5款1項1目繰越金、補正額320万円の増ということで、前年度の繰越金でございます。

議案第9号 平成20年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）。平成20年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,436万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,938万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年3月6日提出、東白川村長。

2ページの第1表、5ページの事項別明細書の総括を省略させていただきまして、7ページの2の歳入から説明をさせていただきます。

1款1項1目第1号被保険者保険料、補正額191万9,000円の減額でございます。これにつきましては、本算定がありまして減額の見込みとなったことで、減額の補正をさせていただくものでございます。

3款1項1目介護給付費負担金、補正額444万9,000円の減額でございます。給付費の減額の見込みによる国庫の減額でございます。

3款2項1目調整交付金、補正額126万1,000円の減額でございます。

5目介護保険事務費補助金、補正額57万6,000円の追加でございます。介護保険システムの改修による補助金を立てるものでございます。

6目介護従事者処遇改善臨時特例交付金、補正額205万6,000円。これにつきましては、先ほど基金条例をつくらせていただきましたが、基金をつくって、今後3年間でそれぞれ均等に繰り入れをさせていただいて、保険料の上がる部分を抑えるという制度でございます。全額国庫ということになります。

4款1項1目介護給付費交付金、補正額750万7,000円の減額でございます。

8ページで、5款1項1目介護給付費負担金、補正額が342万3,000円の減額です。

6款1項1目介護給付費繰入金302万7,000円の減額でございます。給付費の繰入金の減額です。

4目の事務費繰入金、補正額が214万8,000円、事務費の繰り入れですけれども、システムの改修に係るものでございます。

6款2項2目介護給付費準備基金繰入金、補正額200万6,000円の減額であります。

9ページ、7款1項1目の繰越金、補正額438万円、前年度の繰越金でございます。

8款2項1目雑入、補正額3万6,000円の増。これにつきましては、配食サービスの利用者の負担金の増でございます。

10款1項1目利子及び配当金、補正額3万円、基金利子の貯金利子に係るものでございます。

10ページ、3の歳出ですけれども、1款1項1目一般管理費272万6,000円の追加でございます。説明欄にありますように、介護保険料のシステムの改修に係る委託料ということで、保険料の見直しに係るシステム改修、それから介護報酬の改定に伴う改修ということで272万6,000円の補正でございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、補正額1,000万の減額でございます。

2目の施設介護サービス給付費、900万円の減額であります。

4目の居宅介護住宅改修費、補正額50万円の減額でございます。

5目の居宅介護サービス計画給付費、補正額131万6,000円の減額でございます。

6目の特定入所者介護サービス費、補正額100万円の減額でございます。

2款3項1目高額介護サービス費、補正額150万円の減額であります。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額503万1,000円、基金の積み立てでございます。

12ページへ行きまして、4款1項2目の介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金、補正額が205万7,000円、先ほど説明しました基金条例に係るものでございます。

5款1項1目介護予防特定高齢者施策事業費、補正額6,000円の増額ということで、説明欄にありますけれども、賃金の減額と配食サービスに係る増ということで、差し引きで6,000円の補正になります。

5款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額6万円の減額でございます。賃金の減額でございます。

5目の任意事業費、9万円の増額補正ですけれども、次のページに行ってください、配食サービス（任意事業）に係る分の委託料でございます。

議長（今井保都君）

ここで暫時休憩をとります。午後は1時から再開をします。

午前11時57分 休憩

午後1時01分 再開

議長（今井保都君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

議案第10号 平成20年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）。平成20年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ729万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,612万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。平成21年3月6日提出、東白川村長。

1枚めくっていただいた2ページの第1表を省略させていただいて、4ページの第2表 繰越明許費でございますけれども、事業名のところで、交付金事業の関係で簡易水道施設の改修事業で、金額が887万5,000円になります。大明神浄水場のろ過地の砂の補充をするものを繰り越しさせていただきま

す。6ページの事項別明細書の総括を省略させていただいて、7ページの歳入から説明をさせていただきます。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額887万5,000円、一般会計からの繰入金でございます。

3款1項1目繰越金、補正額164万5,000円の減額でございます。

5款1項1目分担金、補正額80万円、加入者分担金2件分でございます。

9款1項1目雑入、補正額73万4,000円の減額でございます。説明のところにありますけれども、宮代の布設がえの管移転補償の減額と災害の共済金ですけれども、穴沢のポンプ場の関係で89万円ということでございます。

8ページ、3の歳出、1款1項1目一般管理費、補正額4万5,000円、共済組合の負担金に係るものでございます。

2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額725万1,000円の増額でございます。説明欄にありますように、宮代の布設がえに係る減額の部分と、それから交付金事業で増額をさせてもらうものでございます。

3款1項1目施設維持管理費、補正額がゼロでございますけれども、説明のところで消耗品と修繕料の増額をさせていただいて、委託料を減額させてもらうものです。平の減圧弁と、主に曲坂の原水弁の修繕に係るものでございます。

議案第11号 平成20年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）。平成20年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万3,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,093万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年3月6日提出、東白川村長。

2ページの第1表、それから4ページの事項別明細書の総括を省略させていただきまして、5ページの歳入でございますけれども、3款1項1目繰越金、補正額3万3,000円の増額でございます。前年度の繰越金です。

3の歳出ですけれども、1款1項1目一般管理費、補正額3万3,000円の追加、共済組合の負担金でございます。以上です。

議長（今井保都君）

診療所事務局長 安江裕尚君。

診療所事務局長（安江裕尚君）

議案第12号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）。平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ165万3,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億369万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年3月6日提出、東白川村長。

2ページの第1表、それから4ページの事項別明細書の1 総括を省略させていただきまして、5ページの2の歳入、まず4款1項1目基金利子ですが、医療整備基金の利子、補正金額1万1,000円。

それから7款1項1目雑入、補正額209万4,000円の減額、これは病院事業の会計の引き継ぎ金です。

8款1項1目、補正額43万円の増額。これにつきましては、診療所の方の指定寄附5件分でございます。

次に6ページ、3の歳出、1款1項1目一般管理費。これにつきましては診療所の職員の手当等で、補正金額が1万2,000円の減額、職員手当が6万円の減額、それから共済費の方で4万8,000の増額ということで、最終の確定でございます。

それから2款1項1目医業費、補正額が201万5,000円の減額。これにつきましても職員手当が64万1,000円。この中では超勤手当、それから業務当直手当につきましては、研修職員の超勤、業務当直の増額分が主でございます。あと初任給と緊急時につきましては、実際に出勤がなかったということで減額させていただいています。それから、共済費につきましても265万6,000円の減額ということで、職員の共済負担金等と、それから臨時職員の社会保険料につきましては、中途に1名退職されましたので、その減額と、それから県の共済組合の負担金の確定によるものでございます。

それから3款1項1目基金積立金、補正額が37万4,000円の増ということで、基金の積み立てを37万4,000円行います。以上です。

議長（今井保都君）

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

議案第13号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,147万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年3月6日提出、東白川村長。

次の2ページの第1表、それから4ページの事項別明細書の総括の説明を省略させていただきます、5ページの歳入から説明をさせていただきます。

6款2項1目県補助金、補正額14万2,000円の追加でございます。

3の歳出ですけれども、1款1項1目一般管理費、補正額は14万2,000円でございます。説明のところにもありますけれども、システム改修の委託料ということで、後期高齢者医療が途中で軽減等の改正がありましたので、それに伴うシステム改修の経費でございます。

議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 安江利英君。

1番（安江利英君）

小学校の改修の件と、それからシステム改修の委託料の2点についてちょっと質問したいんですが、最初の小学校の大改修の費用ですが、2億7,000万ほど上がっておって、それを今年度執行されるということなんですが、前回の全協あたりで一括発注にするとか分離発注にするとかいろいろ言われておりましたけれども、現在のところ一括発注で行くんじゃないかという方向だそうなんですが、業者の方々がかなり心配してみえることは、やはり大手が受けますと、幾ら村内の業者を優先的に使えよといっても、はねていく部分が多過ぎるんじゃないかというようなことを言ってみえるわけですが、要するに最初の時点では、村がこう言ったからちゃんと使いますよというような話をしておくんですが、最終的に金の話になっていくとどうしてもその辺がおかしくなっていくという感じを持つということを言われてみえます。

それで、ちょっと業者に聞いた話ですけれども、前回はどういう工事だったかは知りませんが、余分なものははねるよというような契約書を書かせて大手に受けさせたという経緯があるそうですが、その辺はどうだか僕はちょっとわかりませんが、例えば2億7,000万で受けて、普通だったら最低必要な経費だけを差し引いて下請、孫請というふうに渡っていくんだと思いますけれども、そのはね幅が大き過ぎるとどうしても村内に落ちる金が少なくなりますので、その辺、業者と

してもいい仕事ができんしというようなことで懸念してみえるところがありますので、その辺ちょっとどういうふうかと。それで、先ほど言いました契約書をつけて大手に受けさせるという、最低このぐらいしかはねていかんよというようなことでやられた経緯があるそうですが、その辺ちょっとお聞きしたいということ。

それから、委託料とかシステムの開発ということでかなり大きな金額が各方面で出ておるわけです。それは、せっかく補正でどこから余分にもらってきて、その半分ぐらいはそういうシステムの改修費とか何かで出ていくと何か無駄なような気がするし、全体を見ると大きな金が、10万単位とか100万単位というような金で出ていっているのがあるんですが、これはどうしてもそういうことをせなならんのかどうか。国策で、国の指導で、金をやるでこうやって変えていけというようなことだと思いますけれども、その辺、何かちょっと腑に落ちんところがあるわけですが、どうしてもそうしなければならぬものかどうか、2点お願いいたします。

議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

私の方からちょっとだけお答えをして、あと専門的なことはまたお答えしますが、小学校の大改修については、分離発注ということになりますと、村内の業者で1社しかないという業種が幾つかありますので一括ということになるかと思いますが、大手がどうのこの、村内の業者がどうのこのということは、まだ指名委員会をやっておりませんのでわかりませんが、私の考え方として、できる限り村内の業者でやっていただくという方針には変わりはありません。それをどのような方法でやるかということは考えていかなければならないと思いますが、よその大きな業者をお願いをするということは多分ないんじゃないかなと思っておりますが、きょうははっきりとお答えすることはできませんが、その辺の日程、それから詳しいことについてはまた教育委員会の方からお答えをいたしますし、システムのことについても総務課長が答えると思います。よろしく申し上げます。

議長（今井保都君）

総務課長 楯光一君。

総務課長兼議会事務局長（楯 光一君）

システム改修の件でございますが、私の担当しておりますところでは定額給付金のシステム改修が一つありますけれども、昭和56年から東白川村は行政情報センターの方で住民情報システムというものでお世話になっておりまして、住民の記録を電算によって処理しております。国民健康保険とか介護保険とかいったものも全部そのもとから入ってきておりまして、今回の定額給付金につきましても電算でやるという前提のもとで行いましたので、こういったシステム改修という作業で膨大な金がかかるということになりました。これは手でやろうと思えばできるわけですが、約900世帯の対象者を手書きでやったり、システムをつくるのを素人でやろうと思えば1ヵ月とか2ヵ月かかってしまいますので、給付金を今月中に給付することはできないという観点から、国庫金をいただいて、そのまま充てさせてもらうというようなことで出させていただきますので、御理

解いただきたいと思います。

議長（今井保都君）

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

村民課のシステム改修ですけれども、介護保険と後期高齢者医療の関係の分を出していると思いますが、介護報酬につきましては、正直言いまして県下一斉ということで情報センターを使ってやっておりますので、東白川村に関係がなく、例えば要介護認定モデル事業分というようなものがあるわけですけれども、うちには関係ないでそれはいいわではなくて、県全体で動いておりますので、東白川に関係ない分もありますし、もう一つは来年以降の診療報酬の改定に係るシステムの改修ということで、金額的に大きくはなりますけれども、どうしても情報センターを使ってやっていると、うちだけこれを断るということはできませんのでお認めをいただきたいと思いますが、県下の中には3市町村ぐらいは情報センターを使っていないところがありますけれども、そこは独自で膨大なお金を使ってシステム等の改修を民間に委託しておるのが現状でございます。

議長（今井保都君）

教育長 安江雅信君。

教育長（安江雅信君）

最初の御質問にありました小学校大規模改造事業の方の村長のお話の続きですけれども、まず大規模改造の事業そのものについては教育委員会の方で担当させていただき、発注業務につきましては村長さんの権限ということになりますけれども、現在補正をお願いしておりますように、この事業が21年度事業ではなくて、20年度へ前倒しすることができました。このことは学校や教育現場にとりましては大変ありがたいことで、通常、新年度予算ですと、事業採択を受けて発注するまでに7月、ないしは一斉に工事に入れるのは8月というようなことになるわけですけれども、この前倒しによりまして、その手続を早目に始めていける。5月ぐらいから工事にかかれんかなあということで、子供さん方になるべく支障のないような工期をとりながら行わせていただくということになったのが一つでございます。

それから、今、村長さんにもお願いしていますことは、発注方法につきましては、今回の工事を想定いたしますと、非常に短期間に一つの部屋の場合もいろいろな工種の工事が必要になってまいります。建築もそうですし、電気もそうですし、水道関係も同時に入ってくることが予想されますので、工事の円滑な進捗を図りますためには、分離よりも一括で工事の段取り等が調整できる体制が、工期からいいましても、現場からいいましても大変ありがたいことであるので、何とかその方向でというような教育委員会としての立場であります。そんな状況でございますけれども、現在補正をさせていただきますと、この後、どんな大まかな日程になるかということのみ教育課長の方から説明をさせていただきます。

議長（今井保都君）

教育課長 安江宏君。

教育課長（安江 宏君）

今後の予定についてでございますが、補正予算をお認めいただいた後に早速指名委員会を開催させていただいて、発注の準備を進めてまいります。第1段になりますのが、工事を管理する委託業務の方を先に進めまして、業者が決まりましたら工事の方の発注という予定でございます。工事につきましては、4月早々に現場説明会が開催できないか。大きい金額になりますので、見積期間は約2週間ほどとっていただいて、現説以後2週間を経て入札と。その後、契約議会が必要になりますので、議会で議決をいただいて本契約をして着工という予定でございます。今、教育長が申しましたように、連休明けには何とか着工できないかというふうに想定をしておるところでございます。

なお、選定要領の方は参事の方で中心になって進めておっていただいておりますが、今の要領でいいますと、工事金額に対応する業者が7社必要になります。村内業者で現在指名願を提出されておるのが6社でございます。状況的にはそういうところでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（今井保都君）

安江利英君。

1番（安江利英君）

今、教育長、課長、村長にお答えいただきましたけど、ちょっと僕の質問とずれておると思うのが、多分こういう補助事業で金額が大きいので、これはもう一括にならざるを得ないというふうに考えます。それはそれでいいんですけども、ただ大手が受けたときに、先ほど言ったように、はねる金額が大き過ぎるとまずいという部分があるわけです。これは安倍議員に聞いたんですが、前、CATVが何かやられたときに大手が受けたけれども、このぐらいの金額しか取らんようにして、あとはうまく仕事をやってくれというような経緯があったということを知っておりますけれども、もしそういう方法がとれるのであれば、そういう方法でやってあげるのが親切じゃないか、筋じゃないかというふうに思うところですけども、その辺に対してどうかということ。

それからシステムの方ですけども、当然流れになってしまっておるので、これを使わなしようがないというふうにとれるわけなんですけれども、例えばそういう団体があって、そこを通さな仕事をしていけんというのは、こういう世の中でするので非常にうさん臭いような気がするわけですけども、そんなことはないんですか。言われたようにそれが当然で、そのぐらいの金額が妥当であるということならいいんですけども、普通に考えてみたときにその金額が妥当かどうかということはどう思われますか。

議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

これは、私の意見で申しますと妥当であると思います。どうしてそういうことを思うかということ、私はそういうものについては全くの素人でございますが、それに係る経費を例えば予算で、今回の場合でもそうですが、国が見ておってくれると。国に出してやっても何らあれなく認めて、補助金

としていただいて、それを回しておるということですので、例えばこれをやめて職員でやろうかということになれば、もっと人数を大勢雇ってやるということになれば、雇用の機会はふえるかもしれませんが、非常に経費がかかるという面もありますし、第一は正確にやると。今回の場合でも、2月1日に村におった人と、簡単なようですけれども、本当に一人ひとり、一戸一戸のことを確かめようとする大変な作業でございますが、機械は瞬時にやるということでございますので、これを現在は非常に重宝して使っておると。

ただ、システム協会のものを使っておるということですので、県内に三つか四つはそこを使わないでほかでやっておるけど、結構そっちの方がようけお金がかかるようでございます。

議長（今井保都君）

教育長 安江雅信君。

教育長（安江雅信君）

最初の質問の大規模改造の発注のことですけれども、教育委員会といたしまして工事のあり方に望むことというふうにおとらえをいただきたいと思っておりますけれども、一括発注をさせていただいて、いろんな業者さんが協力をして工事を施工していただくわけですけれども、いろいろな協力業者が適正な価格でお受けになった業者さんと下請契約を結んでいただくことによって、工事そのものが適正な工事、よい工事をやっていただけるものと思っております。このことが学校現場や子供たちには一番大切なことであろうかと思っておりますので、元請さんが下請契約等々をされる折に適正な価格での協力体制を築いていただくことにつきましては、村を通して現場説明会等々の折にお願いをしていくことは可能であろうかと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（今井保都君）

1番 安江利英君。

1番（安江利英君）

村等と話をしていくということですので、確約ではないだろうと思いますが、前にそういう方法をとられた経緯があると僕も言いましたけど、何のことがちょっとわかりませんが、その辺もしわかっている部分があって、そういうふうに言ったのであれば、そういう方法をとるといふふうにとっていいですか。

議長（今井保都君）

教育長 安江雅信君。

教育長（安江雅信君）

ただいまの御質問の細部まで、私は担当が違いましたので掌握はしておりませんが、下請契約の確認をさせていただくという行為は村でできるのではないかと考えております。その確認の根拠は設計書の中で、例えばA工種が設計書の中でどれだけの金額になったので、請け率からいくと当然諸経費はこれだけではなくてはならないのではないのですかというような部分であろうかと思っております。

議長（今井保都君）

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 熊澤光介君。

7番（熊澤光介君）

条例について二、三確認をしたいと思います。

議案第5号に介護従事者の処遇改善臨時特例基金条例というのが原案にあるわけですが、この基金の運用について、管理の面で「預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」とありまして、これは管理上もっともなことだと思いますが、3条の2号に「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」というふうになっております。村の一般会計の余裕金については、今はどうか知りませんが、かつては有価証券で有利に運用をしたという例があると思いますけれども、この臨時特例基金の金額は、前年度はありませんので、21年度は50万ほど基金を積み立てることになっておりますが、そういったものを、この設置条例によりますと平成24年までで、あとは失効するという期限が切つてあるわけですが、これから24年までは大体50万ほどずつ基金に積み立てるということになれば二、三百万になるとと思いますが、この場合に有価証券にかえることができるとなっておりますが、有価証券にはいろんな種類があると思いますが、これをだれが責任を持って管理するかということについてお聞きをしたいと思います。以上。

議長（今井保都君）

会計管理者。

会計管理者（安江清高君）

基金とか現金については私の方で全部管理・運用することになっておりますけれども、今現在はほとんどの基金が、農協だけとは限りませんが、民間の定期預金にしております。ここで有価証券にかえることができるということは、結局国債とか安全なものでないといけませんので、ほとんどほかの市町村でも国債だけだと思いますけれども、それでも運用できるということですけど、現在のところはすべて定期預金で運用しております。この基金についても定期預金で運用することになるというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（今井保都君）

7番 熊澤光介君。

7番（熊澤光介君）

会計室の責任のあるあなたが、余裕金で国債を買うということになった場合の決裁の責任というものは村長にあるのか、管理責任者であるのか、そこら辺はどういうこと。

議長（今井保都君）

会計管理者 安江清高君。

会計管理者（安江清高君）

私の方で起案しまして、村長の決裁で運用することになります。

〔挙手する者あり〕

議長（今井保都君）

熊澤光介君。

7番（熊澤光介君）

御答弁によると、国債というふうに限定をされておるといことですが、それは確実にそういうことで、それ以外には出ないということに理解してよろしいですか。

議長（今井保都君）

会計管理者 安江清高君。

会計管理者（安江清高君）

それ以外は1年未満の短期での運用になりますので、要するに3月末までに満期になる国債を買うということになりますけれども、証券会社からファクス等で案内が来ますけれども、国債だけしか来ないのが現状ですので、それ以外のものに運用するということは考えられないと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（今井保都君）

6番 安江祐策君。

6番（安江祐策君）

定額給付金のことについていろいろと話が出ておりますけれども、改めまして再度お聞きしたいと思ひます。

御承知のように、きのうおとといごろから、全国でも小さな町が一番最初に給付するということで、私から話すこともなく、それぞれテレビやら新聞で報道されておりますし、それから岐阜県におきましても、今月、つまり年度内に5市町村が給付できるということも言っておられますし、先ほど取材もあったようでしたけれども、どのような方法で村民に支給されるか。それから、村民の皆さんにどのような方法でお知らせをされるのか。また、そのことによっていろいろと問題点があると思ひますし、こうした東白川村みたいな小さな自治体では即対応もできますし、国会でも採決する前から準備もされておったようすし、担当課、並びに職員の皆様方がそれぞれ御苦労してみえたことはわかっておりますし、冒頭、村長からのあいさつでもそういったことが話されましたけれども、その辺のことを、改めて詳しい支給方法やら対応策について質問します。

議長（今井保都君）

総務課長 楯光一君。

総務課長兼議会事務局長（楯 光一君）

これはチラシのひな形です。これは12日にお配りをさせていただいて説明する予定にしておりました。給付金は2種類、定額給付金と子育て応援特別手当ということで、どういうものかというお知らせが実はきのうの昼前にCATVで担当者が話をして周知するように準備をしております。

早ければきょうぐらいから流れるのかなというふうに思っております。

その説明書の裏に、もう一つは12日に情報センターから申請書が届きます。その書き方というのを入れまして、それとA3の両面刷りを折り込みまして、封緘作業をして、12日につくってしまうと。13日の朝、郵便局の方へ持ち込みをさせていただいて、郵便局は1日ではちょっと配れないということでしたので、14日、15日ぐらいにかけて配達をしていくと。書留という方法でお送りします。本人さんがお見えにならないと一たん持ち帰って、夜間とか次の日にお配りするということで、確実に届くような形をとられると思います。それを受けて、早い人ですと16日に郵送で送られる、もしくは役場の窓口へ持ってこられるということで、16日から窓口を役場の1階の、ちょうどエレベーターの前のあたりですけれども、机を一つ置きまして、職員が1名もしくは2名張りついて、そこで受け付けをさせていただくと。コピーが必要な方につきましては、リースで受けたコピー機でコピーさせていただくという形で受け付けを完了すると。そして早いものから、恐らく16日の午前中の分ぐらいしか名簿ができませんので、農協の方へ届けさせてもらって翌日振り込みというような形になると思います。

あわせて、この中にも入っておりますけれども、3月16日からは平日は役場の1階のロビーで、4月3日金曜日まで通常業務の中で受け付けさせていただきます、5時までですけど。それから、そのほかに3月24日からは五加と神土北、越原下と越原上の4カ所のコミュニティーセンターの方へ職員が出まして、これは9時から16時と時間を限定しておりますけれども、2日間ずつコピー機を持ち出して、そこで受け付けをさせていただくという形です。それから、特に施設に入っておられる方とか高齢者で交通手段のないような方につきましては、保健福祉部門の方の職員が、民生委員さんの意見等を聞くこともあろうかと思っておりますけれども、別建てで訪問するなりして手続をさせていただくということです。うちの場合、人口は少ないんですけれども、役場のスタッフもそんなにたくさんおりませんので、4月5日の日曜日を最終にしまして、6日からは役場の2階の方で通常業務の中で受け付けをさせていただくという形をとります。現金のお支払いにつきましては、スタッフの関係、それから現金を扱うということもありますので、この受け付けが済んだ4月6日以降、現金を会計室の方で受け取っていただくというような形を今のところ予定しております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（今井保都君）

6番 安江祐策君。

6番（安江祐策君）

よくわかりましたし、また議会中の全協の方でも説明があるということですが、基本的には振り込みということですが、4月以降、現金で欲しい方は現金でということですが、現金が欲しい場合は今課長から説明があった方法でやられるということですね。

議長（今井保都君）

総務課長 楯光一君。

総務課長兼議会事務局長（楯 光一君）

村の要項の中では、現金扱いきるのは口座のない方とか、これは国の方からも示されておりますけれども、非常に遠方であるとか、特殊な事情の方が現金という考え方は変わっておりませんので、その点、現金で欲しいから現金でというのとはちょっとニュアンスが違うかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（今井保都君）

安江浩君。

5番（安江 浩君）

ちょっと3点ほど確認の意味合いでお聞きしたいと思いますが、村道を廃止されるという議案が出てきておりますが、それはそれで使わなくなったということで理解できますが、その跡地がどのような対応をされるのかということは、地権の関係、村の土地なら村の財産として持たれるのか、あるいは隣接の人に払い下げのような形をとられるのか。その後の始末というか、その所在のあり方を1点聞きたいと思います。

それからもう一つ、きょうの議案には出てきていない内容になりますが、官民境界線というのが地図上、あるいは登記上ではしっかりと管理されていると解釈しておりますが、現地でのくいとか、びょうとか、そういうものの印が不明になっているところはありますかという調査をされているか否か、その2点をお聞きします。

もう1点は、小学校の大改修に備えての太陽光発電、かつて一般質問で出させていただいて取り上げていただけたことに感謝申し上げますが、これも日進月歩、非常に開発は進歩しておると聞いておりますが、発電力の大きいものがどんどんと、また大量生産によって安く入る形が今進んできているということを聞くところでございますが、その辺について、かつて村長から研究をさせていただくという答弁をいただいたことがあります。そういった点の研究というのはどのように進んでいるか、お聞きしたいと思います。

それから3点目は、簡水の砂の除去に八百何十万計上されております、補正が。この砂というのは、砂の代金なのか、工事に係る代金なのか。また、そういった特殊な砂でなければならないのかという、高価なものなのかどうなのかということも参考までにお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（今井保都君）

産業建設課長 松岡安幸君。

産業建設課長（松岡安幸君）

まず村道の廃止の跡地ということで、村道もしっかり登記をまだしていないやつも恐らくあったかと思えます。村道には上がっていて、古いものですとそういうものがあると思うので、恐らく今回の廃止に出た五加のところなんかは、ひょっとすると登記になっていなかったかもわかりません。もし村の登記になっておって、廃止になっても用を足さない道であれば、払い下げの要望があれば

そういう手続もとっていてもいいのかなあというふうに思います。

それから官民の境界につきましては、地籍にやってあるところは地籍でやっていますし、以前の土地改良などでやってあるところで、くいが抜けてちょっとわからなくなってきたところもあります。そういうものは地籍の事業のときにあわせて、そのわからない部分を、くいをもう一遍探し出すというようなこともやっています。全部が全部そういう場所を調べるわけにもいきませんが、いろんな事業を行うときにもう一遍境界を調べますので、その折々で境界をはっきりしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（今井保都君）

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

浄水場の砂の件でございますけれども、浄水場4カ所の砂の入れかえをするものでございます。浄水場に80センチか90センチぐらいの砂が入っておるわけですが、この砂を全部取り出して、新しい砂につきましては一部を入れかえさせてもらうということで、全部砂代ではなくて、その入れかえの作業代ということでございます。

議長（今井保都君）

教育長 安江雅信君。

教育長（安江雅信君）

太陽光発電についてのお尋ねですけれども、現在までに5番議員さんの方からいろいろな御質問ですとかか提示をいただき、それに村長の方も教育的見地から環境に配慮した太陽光等々の研究を進めながら、またいい機会があればというような形になっておりましたけれども、今回補正をさせていただくような段取りになりました。

現の調査研究活動につきましては、先般、協議会でもお話を少しさせていただきましたように、現地の確認等々で9時から3時まで適度な日光が当たる場所の必要性ですとか、年間の発電量等々の部分をお話をさせていただいたところでございます。ただ、おっしゃいましたように、非常にいろんな技術等々が進んでおりますし、先般も新聞で、国も21年度からまた新たな導入の方向づけをしていくようでございますので、そういったところをまた勉強させていただいて取り組ませていただきたいと思います。したがって、21年度へ繰り越しをして、21年度で事業実施をさせていただくわけですけれども、当初からあまり慌てず、大規模改修の方の工事が終わるぐらいまでに調査をさせていただいた上での設計が上がってくる。その時点で最良のものを年度内に取りつけてというような方法が好ましいのではないかと考えております。

それから、全協の繰り返しになりますけれども、現在補助制度がありますNEDOにつきましては、申請とその認可の件数が非常にかげ離れておって認可が危ういということと、それからそれをいただいた場合には、設置をしました後も電力量ですとかいろいろな環境との兼ね合いの報告書を数年にわたって提出することが義務づけられる。これは学校現場ではどうもなかなか大変な作業のよでございますので、村として最も適したもの、今の小学生の子供たちに一番見やすいような、

パネルも簡単なものにしていきながら、こんなところもこの後、十分に詰めさせていただき予定であります。

〔挙手する者あり〕

議長（今井保都君）

5番 安江浩君。

5番（安江 浩君）

丁寧な御説明をいただきました。

まず村道の土地の問題ですが、課長の説明の中で、村の土地とははっきりできないような場所もあると。そういう土地は、従前の地権者には自動的に返っていくというふうに解釈してよろしいでしょうかということをお聞きします。

それから太陽光につきましては、査定を受けてくるまでまだ大分努力もしてもらわなければならないということで、鋭意努力していただきたい。私の言いたいのは、将来に沿って子供たちに自然環境を大事にする知識を得ていただくということで大変有効なことですが、最も進んだものを取り入れるような御研究もお願いしたいと思います。

こんなことで質問を終わります。

議長（今井保都君）

産業建設課長 松岡安幸君。

産業建設課長（松岡安幸君）

今の、村道になっておって、まだ地権者が村に移っていないというようなものがあるかと思えますけれども、その路線の使われていた用途とか、そういうものをいろいろ勘案しまして、そのときの事例によって考えさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（今井保都君）

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例についてから議案第13号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの10件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例についてから議案第13号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)までの10件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。2時05分から再開いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時05分 再開

議長(今井保都君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第14号から議案第31号までについて(提案説明)

議長(今井保都君)

日程第20、議案第14号 東白川村議会の議員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから日程第37、議案第31号 平成21年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの18件を新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

村長(安江眞一君)

それでは、新年度予算の提案説明をさせていただきます。

本日ここに、平成21年東白川村議会第1回定例会に平成21年度予算案及び関連する諸議案を提出し、議員の皆様にご審議をお願いするに当たり、村政運営に当たっての所信の一端を述べ、議会を通じて村民の皆さんに御理解と御協力をお願いする次第でございます。

## 第1章 国の予算編成動向

平成21年度政府予算案は、一般会計で前年度に比べて5兆4,867万円増の88兆5,480億円となり、基礎年金の国庫負担割合の引き上げによる社会保障関係費と1兆円の経済緊急対応予備費の新設を受け、大幅な増加となりました。政策的には、総理の指示を踏まえた生活防衛、地方の底力関連施策が増加しております。

一方、地方財政計画では、既定の加算とは別枠で地方交付税を1兆円増額するとしており、雇用創出や地域の元気回復のための財源となります。これらを含めた地方交付税の総額は、地方自治体に配分する出口ベースで前年度に比して4,100億円増の15兆8,200億円で、2年連続の増加となりました。地方臨時財政対策債は、同じく2兆3,200億円増の5兆1,500億円で、実質的な地方交付税の総額は、前年度に比して2兆7,000億円増の20兆9,700億円となっております。

## 第2章 岐阜県の動向

岐阜県が公表した平成21年度の当初予算編成方針において、その前提となる財政状況は、公債費、社会保障関係費の急増や退職手当の増加、三位一体改革を通じた一般財源総額の大幅な減少により

急激に悪化しており、構造的な財政改革が進まない場合には、毎年度500億円を超える財源不足を生じ、21年度も特段の対策を講じなければ財政赤字が生じかねない危機的状況に陥っているとしております。

最近公開された予算案では、財源対策として使える228億円の基金は全額取り崩し、なおかつ予算編成の作業段階では120億円の財源不足があり、人件費のカットと職員減による100億円の歳出削減を図るなど、予想以上に厳しいものでございました。各補助金の補助率の変更や県支出金の削減など、市町村財政へ与える影響も大いに懸念される状況にあります。

### 第3章 本村の予算編成の基本方針

平成21年度の村政運営に当たり、基本方針を申し述べます。

アメリカの金融破綻に端を発した激しい世界経済の荒波が実体経済へ波及し、政局の停滞や大企業の派遣社員の大幅解雇、食生活への不信感等が相まって、国民のだれもが国民生活が破局的苦境に追い込まれていくのではないかという不安感を持っております。こうした時代に村民の皆様的生活を守り、皆様が希望を持って暮らせていただけるよう、「安心して暮らせる東白川」をスローガンに、東白川村第4次総合計画を基本として財政改革路線を維持しながらも、平成20年度の補正予算の繰越事業とあわせて積極的な予算編成を行いましたので、その概要を説明し、議会の皆様の御指導をお願い申し上げます。

また、本年度は職員からの政策提案型の編成を行い、行政の政策立案能力をさらに高める工夫と、時代のニーズに合った事業の推進を心がけて予算編成に当たりました。

### 第4章 予算関連議案の概要

本会議に提出します平成21年度予算関連議案件数及び各会計別予算規模は、次のとおりであります。

#### 第1 提出議案件数

予算関係8件、条例関係等10件、合計18件。

#### 第2 一般会計

一般会計予算は、前年度比較で7,900万円増の18億1,400万円の中味の充実した予算を編成しました。

#### 第3 特別会計

国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、以上、特別会計予算総額は、前年度比較で2,040万円増の11億4,680万円となりました。

#### 第4 各会計予算の合計

一般会計並びに特別会計予算総額は、前年度比較で9,940万円増の29億6,080万円、前年度比3.5%増となりました。

### 第5章 予算の概要

#### 第1 一般会計

歳入では、地方交付税が、生活防衛のための緊急対策として、規定の加算とは別枠で、国全体で1兆円増額されるなどの増加要因があり、前年度に対して7,200万円の増額計上をいたしました。

村税、地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金は、景気後退に伴う減収を見込み、前年度に比して1,200万円ほどの減額としました。

国庫支出金は、地域ICT利活用モデル構築事業委託金を3,500万円ほど見込んでおります。

村債は、実質公債費比率が大きく悪化しないよう注意しながらも、有利な起債の利用も必要であり、平成20年度補正予算となった小学校大規模改造の借入分を含めると、公債費負担適正化計画の借入計画より若干多い借入予定となりました。

前年度繰越金は、前年度とほぼ同額の1億2,500万円ほどを計上し、収支のバランスをとった予算としております。

歳出では、厳しい財源の中ではありますが、職員から提案された新規事業を新政策として積極的に予算に反映することとし、新規の村単補助や村単サービス、既存の設備のリニューアル等を行います。

また、性質別では、歳出の4分の1を占める人件費については、退職者の補充は臨時職員や配置がえ等で対応し、給料・手当の増加を抑制しておりますが、臨時職員の雇用条件の改善を図ることも重要と考え、賃金は若干増加しております。また、引き続き特別職と議員の皆様の期末手当のカットも継続しております。

委託費は、地域ICT利活用モデル構築事業を当初予算から計上したことや、村民センター耐震設計、急傾斜地調査委託料、税システム開発委託料などにより4,700万円ほどの増額となっております。

借入金の返済に当たる公債費については、CATV事業最終年度の起債の償還が始まり、490万円増の3億6,600万円を計上しております。

繰出金については、主に国保特別会計、国保診療所特別会計、簡易水道特別会計で前年に比べて5,700万円ほど増額となっております。

## 第2 特別会計

国民健康保険特別会計では、県の指導により、担当者の人件費1名を一般会計から振りかえたことと給付費の増加により1,780万円増加しております。

老人保健特別会計は、精算期間であり、繰越金での運営となります。

介護保険特別会計は、介護保険料の見直しの年であり、介護報酬が3%増加する予定ですが、基金の繰り入れ等で対応し、介護保険料は据え置きとしております。

簡易水道特別会計は、中央監視装置や浄水場の原水濁度計の更新や償還金の増加で3,060万円増加しております。

下水道会計は、前年度とほぼ同額の予算となりました。

病院事業から移行2年目となる国保診療所特別会計は600万円の減額ですが、レントゲン装置や超音波診断装置の更新もあり、一般会計から1億円の繰入金を計上しております。

2年目となる後期高齢者医療特別会計は、広域連合への負担金が減少し、前年度に比して280万円の減額となりました。

## 第6章 一般会計の体系別概要説明

本章の説明は、総合計画における基本計画の体系に沿って説明いたします。

### 第1 産業活動が活発な「にぎわいのあるむらづくり」

一つ、農地・水・環境保全向上対策事業等の継続事業。継続事業として、農地・水・環境保全向上対策事業、中山間地域等直接支払推進事業、森林整備地域活動支援交付金事業を継続実施し、農地と森林を守る事業を実施します。

農業振興費。新政策で、耕作放棄地対策として農地流動化奨励金制度をスタートいたします。

イメージアップ事業。村内案内看板や白川茶屋の看板の更新を行います。

地域活性化策。地域ICT利活用モデル構築事業を継続実施し、木造住宅の受注開拓を通じて村内経済の活性化を図るべく、事業化の基礎を築く事業を実施します。また、天然素材販売推進事業や一村一企業パートナーシップ支援事業を実施するとともに、グリーン・ツーリズムや子供農山漁村交流プロジェクト事業の活動を支援して地域の活性化を図ってまいります。

商工振興策。商工会への支援を強化し、共通商品券の発行事業に助成を行います。

雇用促進事業。当初予算はゼロ予算ですが、新政策として、村内事業所への新規就業者の助成制度を始めます。

### 第2 安全で快適な暮らしが実感できる「住みよさのあるむらづくり」

一つ、県営中山間地域総合整備事業。前年度に引き続き、宮代農道の整備を実施します。

二つ、急傾斜地崩壊対策事業。陰地地区の急傾斜地崩壊対策事業と、診療所裏の崩壊危険区域の測量設計を実施します。

三つ、一般廃棄物対策事業。新政策として、生ごみ処理機の購入助成制度をスタートします。

四つ、防災対策事業。22年度の郡消防操法大会の開催準備を兼ねて、消防団の装備を強化いたします。また、村民センターの耐震化工事の実施設計を行います。

五つ、美濃東部区域農用地総合整備事業。事業着手から12年目を迎えた今年度の美濃東部事業は、全体で31億円の事業費が見込まれております。

### 第3 安心して暮らせる「やさしさのあるむらづくり」

1．妊婦・乳幼児健診事業。妊婦健診の助成を15回に拡大いたします。

2．高齢者能力活用協会運営事業。シルバー人材センターの運営を社会福祉協議会へ委託し、活動の活性化を図ります。

3．ぬくもり灯油購入助成事業。弱者の生活対策として20年度に始まった灯油購入助成事業を継続して実施いたします。

4．新型インフルエンザ対策事業。新型インフルエンザ対策に係る備品、消耗品等を整備するとともに体制整備を行います。

5．簡易水道、診療所の設備更新事業。簡易水道・診療所特別会計で説明をいたします。

#### 第4 ところの「ゆたかさのあるむらづくり」

1. 小学校大規模改造事業。これは繰越事業でございます。平成20年度の実施設計に基づき、繰越事業で大規模改造事業を実施します。あわせて太陽光発電設備も導入する計画でございます。

2. 地域在住高校生通学バス利用拡大支援事業。新政策として、自宅から高校へ通うためのバス通学の費用の一部を助成する制度を始めるよう、調査費を計上しております。

3. 立村120周年記念事業。平成21年度は立村120周年に当たりますので、記念式典と中部フィルハーモニー交響楽団による記念コンサートを実施します。

#### 第5 健全な行財政運営に向けて

1. 定員管理の適正化。退職職員の不補充や勤奨退職制度の活用などにより職員数の削減に努めるといふ東白川村の集中改革プランにより、平成20年度末の退職者についても補充しないこととし、臨時職員の雇用や配置転換で行政サービスが低下しないように努力してまいりますが、一方で、職員の年齢構成を見ると高齢化が顕著であり、若返りを図る必要がありますので、21年度から計画的に公募し、次年度採用のサイクルで人数だけでなく年齢構成の適正化も図ってまいります。

2. 組織機構の整備。総務課の情報通信係が担当する地域ICT利活用モデル構築事業や天然素材販売推進事業など地域活性化事業については、課や係を超えて事業の推進ができるように配慮してまいります。

3. 経費の節減・合理化。経常経費につきましては、燃料費の高騰など厳しさが予想されますが、徹底した節約を行い、経費増を防いでまいります。

また、人件費では特別職や議員の期末手当のカット、時間外勤務手当や特殊勤務手当の見直しを行い、節減を図ります。

#### 4. 税及び使用料等の徴収率の改善。

村税や国保料、水道使用料等の徴収率の改善については、村税等滞納整理対策連絡会議の検討結果を踏まえて、徴収嘱託員の設置や徴収管理システムの導入等の対策を講じてまいります。

### 第7章 特別会計の予算概要説明

#### 第1 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計は、加入者969人を想定し、予算編成しております。主たる財源であります保険料は8,526万円で、前年度当初比0.6%増とし、おおむね据え置きとしました。

歳出予算額は、県の指導を受けて人件費を新たに当会計で計上したことや、保険給付費の増額などで3億7,620万円で、前年度当初比5%増となっております。

国保会計の運営課題は、加入者一人ひとりの健康増進です。これからも国保診療所と連携し、今まで以上の予防、健康指導を通して早期発見・早期治療に取り組むことといたします。

また、保険料の未納が年々増加していますので、保険料は相互扶助の精神であることを十分説明し、理解していただき、村税とあわせて収納率の向上に努力いたします。

#### 第2 老人保健特別会計

老人保健特別会計は、後期高齢者医療制度へ移行したため被保険者はありません。

しかし、遡及請求診療費等の支払事務や老人医療拠出金の精算が発生するため、平成22年度まで特別会計を設置することになります。予算額は500万円で、前年度当初比86.3%減となっています。

### 第3 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、第1号被保険1,034人を想定し、予算編成いたしました。基礎となる月額保険料は、介護職員の待遇改善を図る介護報酬の改定が行われ、それに伴う保険料の上昇を補てんする基金を創設したことにより、据え置きとしました。国の方針は在宅介護にシフトしていますが、本村においては介護する側の高齢化がますます進みますので、在宅での介護力の低下が心配されま。介護保険制度の健全運営と利用者へのサービスを安定的に供給することが行政の責務と認識し、努力を重ねてまいります。予算額は2億4,690万円で、給付費の増加等が影響し、前年度当初比5.2%増となっております。

### 第4 簡易水道特別会計

簡易水道は平成4年度に事業着手し、加入戸数973戸で全村に給水しております。現在、大明神水源系統15カ所、曲坂水源系統16カ所の水道施設を役場にある中央監視システムで監視しておりますが、設置後13年を経過し、老朽化が進み、部品供給も終了したことから、原水濁度計と合わせて3,080万円で更新を計画しております。予算額は1億6,930万円で、前年度当初比22.1%増となっております。

### 第5 下水道特別会計

小規模集合排水処理施設、宮代地区19戸、平西地区36戸、平東地区24戸、平中地区23戸、4地区計102戸は、各組合の健全化等により安定した経営をしていますが、今後とも組合と連携を一層強化し、施設の適正管理に努め、処理排水の水質管理に万全を期してまいります。予算額は2,120万円で、前年度当初比1.4%増となっております。

### 第6 国保診療所特別会計

診療所は、地域の医療センターとしての責任と期待が高まっていることをしっかりと認識し、夜間・休日の安心を確保するための安心ホットラインの窓口の開設や看護師の研修、保健活動の充実を図り、村民の皆様の疾病治療、健康管理に職員一丸となって努力してまいります。

病院から診療所へ機能転換して2年目を迎える今年度は、保健・医療・介護の事業を一体的に推進し、充実した医療の提供ができる体制の整備や、介護療養型施設から老人保健施設等への転換を早期に実施するよう準備してまいります。医療機器の整備で、古くなったレントゲン装置や超音波診断装置等の医療機器の整備を実施します。予算額は2億9,600万円で、前年度当初比2%減となっております。

### 第7 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の方と、65歳以上75歳未満で一定の障害がある576人を想定し、保険料の徴収及び申請書等の受け付け事務などに係る経費を計上いたしました。予算額は3,220万円で、前年度当初比8%減となっています。

## 第8章 むすび

以上のとおり、平成21年度における村政運営の基本方針と主たる事業、並びに予算の概要を説明申し上げましたが、予算に関連します各種条例の制定及び改正も上程していますので、慎重審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

昨今の社会経済の混乱を見ると、小さな村は小さいなりに自分たちの生活を守る手段を講じていなくてはならないと思います。そのためには今何をすべきかを考えて、有効な施策を実施していく必要があります。本村の財政は苦しい状況からまだ抜け出してはおりませんので、適正な財政運営を行い、財政調整基金の積み立てや公債費の管理を行いながら国・県の制度事業を有効に活用し、地域の経済や村民生活が少しでも向上するよう、知恵を絞り、予算編成を行いました。21年度は、政府の積極的な財政出動による景気刺激策に呼応して実施する20年度の補正予算の繰越事業や新政策事業等を合わせた活性化予算の総額は5億5,600万円にもなります。これで万全とは到底まいりませんが、私も職員も知恵と汗を出して東白川村を運営してまいる所存でございますので、議員の皆様のご格段の御指導、御協力をお願い申し上げ、平成21年度予算の説明といたします。平成21年3月6日、東白川村長 安江眞一。

よろしくお願い申し上げます

議長（今井保都君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、3月9日の本会議は午前9時30分から開催しますのでお願いいたします。

本日は、これで延会します。

午後2時34分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員